

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

野々市市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 上新庄地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 上林地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 中林地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 末松地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 清金地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 藤平地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 下林地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 堀内地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9. 蓮花寺町地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

10. 田尻地区

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、及び有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	上新庄地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	上林地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	中林地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	末松地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	清金地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

⑥	藤平地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑦	下林地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑧	堀内地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑨	蓮花寺地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑩	田尻地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。